

東大阪市立小学校空調設備整備 P F I 等導入可能性調査業務

公募型プロポーザル実施要領

平成 2 9 年 4 月

東大阪市教育委員会事務局  
教育総務部施設整備課

# 東大阪市立小学校空調設備整備 P F I 等導入可能性調査業務

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務の目的

本市では、近年、大きな課題となっている夏場の猛暑下における児童の体調管理や熱中症予防への対応策として、また良好な学習環境づくりを進めるため、小学校の普通教室などに空調設備の整備を検討しています。

本業務は空調設備の整備及び維持管理にあたり財政負担の縮減や早期の整備を図るため、P F I 方式等の民間活力導入手法を含め最も効率的・効果的な事業手法を選定するため実施します。

### 2. 事業概要

#### (1) 契約業務名

東大阪市立小学校空調設備整備 P F I 等導入可能性調査業務

#### (2) 業務内容

別紙「東大阪市立小学校空調設備整備 P F I 等導入可能性調査業務仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

#### (3) 委託契約期間

契約締結日から平成29年12月28日(木)までとします。

#### (4) 委託金額の上限

7,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とします。

#### (5) 支払い方法

業務完了後一括払いとします。

#### (6) 委託契約予定事業者選定方法

公募型のプロポーザル方式により企画提案を求め、審査基準に基づき審査し、委託契約予定事業者を選定します。

### 3. 参加資格

本業務の提案に参加を希望する者(以下「参加事業者」という。)は、参加表明書の提出日において次に掲げる要件の全てに該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 「東大阪市入札参加停止要綱」による入札参加停止期間中でないこと。

- (3) 本市の平成 29・30 年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (4) 平成 14 年度以降、国又は地方公共団体が発注する学校教育施設に係る民間活力導入可能性調査業務又は P F I アドバイザリー業務の履行実績があること。
- (5) 東大阪市暴力団排除条例（平成 24 年東大阪市条例第 2 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

#### 4. スケジュール

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| (1) 実施要領配布開始  | 平成 29 年 4 月 7 日（金）      |
| (2) 質問書提出期限   | 平成 29 年 4 月 17 日（月）正午まで |
| (3) 質問書回答     | 平成 29 年 4 月 20 日（木）     |
| (4) 参加表明書提出期限 | 平成 29 年 4 月 24 日（月）正午まで |
| (5) 企画提案書提出期限 | 平成 29 年 5 月 8 日（月）正午まで  |
| (6) プレゼンテーション | 平成 29 年 5 月 10 日（水）     |
| (7) 選定結果公表    | 平成 29 年 5 月 16 日（火）     |

#### 5. 参加の手続き

##### (1) 実施要領の配布

本業務における実施要領等は施設整備課ウェブサイトにて公表します。参加事業者は本実施要領等をウェブサイトからダウンロードして下さい。

- ① 配布開始日時 平成 29 年 4 月 7 日（金） 午前 10 時 00 分

##### (2) 質問及び回答

質問は質問書の提出により行うこととし、口頭による質問は受け付けません。

- ① 提出期限 平成 29 年 4 月 17 日（月） 正午まで

- ② 提出方法 電子メール ([kuchoseibi@city.higashiosaka.lg.jp](mailto:kuchoseibi@city.higashiosaka.lg.jp))

※ 質問書（様式第 1 号）に質問事項を記入し、ワード形式のまま添付ファイルとして送付して下さい。代表者印等は必要ありません。

※ 電子メールの件名は「プロポーザル質問」として下さい。

※ メール送信時に施設整備課へ電話で到着確認の連絡を行って下さい。  
電話（06-4309-3335）

- ③ 回答方法 質問書に対する回答は、平成 29 年 4 月 20 日（木）に、施設整備課ウェブサイトにおいて掲示します。

### (3) 参加表明書の提出

本業務の参加にあたっては、次の書類を提出して下さい。期限までに参加表明書の提出がないものの参加は認めません。

- ① 提出期限 平成29年4月24日(月) 正午まで
- ② 提出場所 東大阪市役所本庁舎17階 施設整備課
- ③ 提出方法 持参、郵送(簡易書留郵便に限る)で提出して下さい。持参の場合は、土、日を除き、各日午前9時00分から午後5時30分(最終日は正午)までの時間とします。郵送の場合は提出期間中に必着とします。
- ④ 提出書類  
ア. 参加表明書(様式第2号)  
イ. 事業者の概要(様式第3号)  
※ 会社概要や実施業務について記載したパンフレット等の資料があれば提出して下さい。  
ウ. 業務実績(様式第4号)  
※ 「3. 参加資格」の(4)の業務実績を記載して下さい。また、その実績(業務名、業務内容等)が分かる契約書及び仕様書の写しや成果品等を添付して下さい。
- ⑤ 受付 参加表明書受付後、「事業者の概要(様式第3号)」に記載されている連絡担当者へ電子メールにて参加番号を通知します。

### (4) 企画提案書の提出

本業務の企画提案にあたっては、次の書類を提出して下さい。参加表明書の提出が無い場合は参加できません。なお、応募にあたっては1事業者1提案とします。

- ① 提出期限 平成29年5月8日(月) 正午まで
- ② 提出場所 東大阪市役所本庁舎17階 施設整備課
- ③ 提出方法 持参、郵送(簡易書留郵便に限る)で提出して下さい。持参の場合は、土、日、祝日を除き、各日午前9時00分から午後5時30分(最終日は正午)までの時間とします。郵送の場合は提出期間中に必着とします。
- ④ 提出書類及び部数  
ア. 企画提案書(様式第5号) 1部  
イ. 企画提案(任意様式) 15部(正1部、副14部)  
ウ. 見積書(様式第6号) 1部  
エ. 業務体制表(様式第7号) 1部  
オ. 予定担当者調書(様式第8号) 1部  
カ. 672円切手の貼った長3号封筒(速達の簡易書留) 1部  
※ 選定結果通知の送付に使用しますので、宛名を記入しておいて下さい。
- ⑤ 記載方法 ア. 企画提案は、原則A4版、縦型、横書、文書は10ポイント程度の文字で作成して下さい。また、全て片面印刷とし、8枚以内にまとめて下さ

い。なお図や表の使用は可とします。

イ. 企画提案書（様式第 5 号）及び企画提案「正 1 部」を左袋綴じとして下さい。なお、企画提案「副 14 部」については、書類審査時の公平性・透明性を確保する観点から、「商号又は名称」等事業者を特定できるものは未記載又は墨消し処理を行った上、左綴じ（クリップ止め）として下さい。

⑥ 記載内容 企画提案の内容は、下記の項目を必須として記載して下さい。

ア. 業務工程

イ. 業務実施体制（担当者の配置、業務分担等）

ウ. 業務実施の方針や着眼点

エ. 現状の把握、前提条件等の整理の手法

オ. 民間事業者の参画可能性の検討手法

カ. PSC・PFILCC の算出や VFM 算定の考え方

(5) 提案書に基づくプレゼンテーション

① 開催日時 平成 29 年 5 月 10 日（水） 時間未定

② 参集場所 東大阪市役所 詳細未定

※ プレゼンテーション日時及び場所の詳細については、平成 29 年 5 月 8 日（月）正午以降に「事業者の概要（様式第 3 号）」に記載されている連絡担当者へ電子メールにて別途通知します。開催時間については午後 5 時 30 分以降になる場合もあります。

③ 順 番 参加表明書の受付順で行います。

④ 人 数 参加する人数は 2 名以内とします。

⑤ その他 会議室の都合から、提出された書類のみで説明して下さい。プロジェクター等の使用は出来ません。プレゼンテーション時間は 1 事業者 25 分（プレゼンテーション 15 分＋質疑応答 10 分）とします。

(6) 選定結果通知

選定結果については、平成 29 年 5 月 16 日（火）に、参加事業者全てに通知書を郵送で発送します。また、施設整備課ウェブサイトにおいて、委託契約予定事業者名を掲示します。

ただし、2 位以下は点数のみ掲示します。

なお、選定理由、選定結果に対する問い合わせ、異議等には一切お答えいたしません。

## 6. 選定方法

(1) 審査方法

東大阪市立小学校空調設備整備 P F I 等導入可能性調査業務委託契約予定事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査基準に基づき書類審査及びプレゼンテー

ションにより審査を行います。

(2) 選定委員

経営企画部 企画室次長

経営企画部 資産経営室次長

建設局建築部 建築営繕室次長

教育委員会事務局 教育政策室次長

教育委員会事務局 教育総務部次長

(3) 審査基準

審査項目	審査基準	配点
1. 基本的事項	① 本市の現状や委託業務内容が理解されているか。	10点
	② 参加事業者の業務への意欲があり、柔軟性があるか。	10点
2. 提案内容	① 業務工程が適切か。	10点
	② 業務実施体制が適切か。	10点
	③ 事業手法を検討するに当たっての方針や着眼点が適切か。	<u>15点</u>
	④ 現状の把握、前提条件等の整理の手法が適切か。	<u>10点</u>
	⑤ 民間事業者の参画可能性の検討手法が適切か。	<u>10点</u>
	⑥ PSC、PFILCCの算定手法、VFM算定の考え方が適切か。	10点
3. 質疑応答内容	① 質疑応答が的確な対応であったか。	10点
4. 委託料	① 見積価格	5点
合 計		100点

#### (4) 採点方法

- ① 各審査項目については、5段階評価で行います。
- ② 点数を算出するにあたり特に重視する項目については、下線のある配点です。

#### (5) 委託契約予定事業者の決定

各選定委員の評価点の合計で最高得点を得た者を委託契約予定事業者として決定します。ただし、最高得点を得た者が2者以上ある場合は、特に重視する項目の得点の合計が高い事業者を委託契約予定事業者として決定します。なお、特に重視する項目の得点も同じ場合は、くじにより決定します。

また、参加事業者が1者の場合においても、各審査項目の審査基準点に基づき、選定委員会において委託契約予定事業者としての適否を決定します。

#### (6) 参加が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合は、参加を無効とする場合があります。

- ① 定められた提出方法、提出期限に適合しない場合
- ② 提出された見積書の金額が委託金額の上限を超える場合
- ③ 提案書類等に虚偽の記載があった場合
- ④ 契約締結日までの間において、「3. 参加資格」に該当しなくなった場合
- ⑤ 選定委員に対して本業務に関する働きかけ、接触等を行なった場合
- ⑥ その他参加することが適当でないと決定された場合

#### (7) その他

選定委員会の委員(選定委員会設置要綱で定める代理者含む)が事故等により評価できない時は、その委員の評価点は0点として合計点を算出します。

### 7. 契約の締結

委託契約予定事業者と本市が契約内容等の協議を行い、契約方法については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とします。また、何らかの理由により委託契約予定事業者との協議が整わない場合や、その事業者が業務を遂行できないと認められる場合にあっては、次点者の順に協議を行い、契約を締結する場合があります。

なお、契約保証金の額については、契約金額が5,000千円以上の場合は契約金額の100分の10に相当する額以上とし、契約金額が5,000千円未満の場合は免除とします。

※ このプロポーザル手続きは、この要領に定めがあるほか、本市財務規則に基づくこととします。

### 8. 留意事項

- (1) 参加に要する経費は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

- (3) 提出された書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、本市が本案件の審査及び議会報告で必要と判断した場合については、書類の複製及び内容が無償で使用できるものとします。
- (4) 提出された書類は、東大阪市情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報及び事業者独自の提案等は非公開）となります。
- (5) 提出された書類の提出期限以後の差し替え、追加又は再提出は認めません。
- (6) この契約の対象となる事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条に基づく特定事業として選定するとき、本業務を受注した者（資本金及び人事面等において関連を持つと認められる者を含む。）は、同法第8条第1項に定める民間事業者の選定に応募又は参加しようとする応募企業、応募企業グループの一員若しくは協力企業となることはできません。

#### 9. 本案件に関する問い合わせ

東大阪市教育委員会事務局 教育総務部施設整備課 担当：高橋・岩田  
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 （東大阪市役所本庁舎17階）  
電話 06-4309-3335  
FAX 06-4309-3837  
電子メール [kuchoseibi@city.higashiosaka.lg.jp](mailto:kuchoseibi@city.higashiosaka.lg.jp)